### 地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会設置要領

#### (設置)

第1条 京都府環境審議会運営要領第6条第1項の規定により、総合政策部会、 地球環境部会及び環境管理部会は、共同して地域脱炭素化促進区域設定基準 に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

- 第2条 専門委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。
  - (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第6 項に規定する都道府県の基準に関する事項
  - (2) その他必要と認められる事項

## (組織)

第3条 専門委員会は、総合政策部会、地球環境部会又は環境管理部会の委員 及び前条各号に掲げる事項に係る専門の知識を有する者(以下「委員」とい う。)で構成する。

# (意見の聴取)

第4条 専門委員会は、調査検討のため必要があるときは、委員以外の専門の知識を有する者等から意見を聴くことができる。

#### (細則)

第5条 京都府環境審議会条例(平成6年京都府条例第14号)、京都府環境審議 会運営要領及びこの要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要 な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

# 附則

この要領は、令和4年7月12日から施行する。